

令和4年度 広報誌「ネスパスニュース」制作業務委託に係る 公募型企画提案競技（企画コンペ）実施要領

表参道・新潟館

1 目的

この要領は、表参道・新潟館（愛称「ネスパス」）が発行する令和4年度の広報誌「ネスパスニュース」制作業務の委託先を選定するにあたり企画提案を募り、企画提案競技（以下、「企画コンペ」という。）の参加者から「ネスパスニュース」制作業務委託候補者（以下、「候補者」という。）を選定することに関して必要な事項を定める。

2 委託業務の内容・提案内容

別添「令和4年度 広報誌『ネスパスニュース』の企画提案仕様」（以下、「企画提案仕様」という。）による。

なお、企画コンペの参加者が有するノウハウや創意工夫等を活かした、より効果的な事業実施が見込める場合は、企画提案仕様の内容にとらわれない提案も可能とする。

3 見積限度額

4,639,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

以下に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 表参道・新潟館と密接な連携のもと、その都度十分に協議を行いながら業務運営できる体制を整えていること。
- (2) 新潟県内に本社または事業所を有すること。
- (3) 新潟県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 スケジュール(予定)

募集開始	令和4年1月25日(火)
質問受付期限	2月8日(火)午後5時(必着)
質問に対する回答	2月14日(月)
参加申込書提出期限	2月18日(金)午後5時(必着)
企画提案書等提出期限	2月24日(木)午後5時(必着)
候補者の決定及び通知	3月14日(月)
契約締結	4月1日(金)

6 質問事項について

本要領及び企画提案仕様について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

(1) 質問方法

質問書(様式2)をFAXまたは電子メールにより提出すること。

未到着防止のため、送信の際、質問書を送付した旨をネスパス事務所(TEL:03-5771-7711)まで連絡すること。

(2) 提出期限

令和4年2月8日(火)午後5時(必着)

(3) 回答方法

令和4年2月14日(月)までに、ネスパスホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び企画提案仕様の追加または修正とみなす。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

参加申込書(様式1)

(2) 提出方法

郵送または持参すること。

なお、未到着防止のため、郵送の際は、送付した旨をネスパス事務所(TEL:03-5771-7711)まで連絡すること。

(3) 提出期限

令和4年2月18日(金)午後5時(必着)

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書及びデザイン案（任意） 4部
- イ 本業務の見積書 4部
- ウ 直近2期分の決算書の写し 4部

(2) 提出方法

郵送または持参すること。

なお、未到着防止のため、郵送の際は、送付した旨をネスパス事務所(TEL：03-5771-7711)まで連絡すること。

(3) 提出期限

令和4年2月24日（木）午後5時（必着）

9 審査

審査会において、以下の項目を基本に企画提案書の内容を審査し、候補者を選定する。なお、審査は書面審査とし、以下の審査基準を総合的に評価し、合計得点が最も高い者を候補者として選定する。

項目	審査基準	配点
企画内容	① デザイン性に優れているか。	1～5
	② 読み手に理解されやすいか。	1～5
	③ 首都圏へのメッセージ伝達ができているか。	1～5
	④ 全体的に企画に創意工夫があるか。	1～5
経費	内容に対して妥当な見積りか。	1～5
合計		5～25

10 契約の締結等

表参道・新潟館は、審査で決定した候補者との間で、業務委託に関して必要な協議を行う。なお、審査結果を踏まえ、提案内容の変更を求める場合がある。

表参道・新潟館と候補者との協議が合意に至った場合は、本業務に関する契約の締結手続きに入る。ただし、合意に至らなかった場合は、次に高得点の参加者を候補者とし、必要な協議を行う。

11 問合せ先

公益財団法人にいがた産業創造機構 表参道・新潟館 ネospace

担 当：斎藤

住 所：〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 4-11-7

T E L：03-5771-7711 F A X：03-5771-7712

E-mail：nespace@nico.or.jp

12 その他の留意事項

- (1) 本業務の適正を期するため公益財団法人にいがた産業創造機構（以下、「機構」という。）が実施する検査及び報告徴収並びに県が実施する実地検査等に関して、その指示に従うこと。また、委託期間終了後も同様とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、企画コンペの参加者の負担とする。
- (3) 企画コンペの参加申込後に辞退する場合は、「参加申込辞退書」（様式3）を提出すること。
- (4) 提出後の書類等について、表参道・新潟館からの求めがあった場合を除き、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (5) 提出のあった書類等は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、企画コンペの参加者に通知することなく複製することがある。
- (6) 審査過程及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。
- (7) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は失格となり、候補者とならない場合がある。
 - ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載しない、又は虚偽の記載をした者
 - ウ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合